

入札公告の訂正について

令和5年11月14日付けで入札公告を行った「日本海東北自動車道 中谷内橋塗替塗装工事」に係る設計図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和5年12月14日

契約責任者
東日本高速道路株式会社
新潟支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・ 入札公告（説明書）
 - ・ 01. 特記仕様書
- ※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正誤表

修正箇所	誤	正
入札公告 (説明書) 2-2 契約図書の 配布期間	入札公告の日 から 令和5年12月8日まで	入札公告の日 から 令和6年1月9日まで
入札公告 (説明書) 2-3 競争参加資格確 認申請書の提出 期限	入札公告の日 から 令和5年12月8日 16時00分まで	入札公告の日 から 令和6年1月9日まで 16時00分まで
入札公告 (説明書) 2-4 競争参加資格 確認結果通知日	令和5年12月22日を予定	令和6年1月19日を予定
入札公告 (説明書) 2-13 入札書の提出期 限	令和6年1月17日 16時00分	令和6年2月8日 16時00分
入札公告 (説明書) 2-14 開札日時	令和6年1月18日 13時30分	令和6年2月9日 13時30分
入札公告 (説明書) 2-16 本件競争入札 に関する 質問受付期間	入札公告の日 から 令和6年1月9日 16時00分まで	入札公告の日 から 令和6年1月31日 16時00分まで
入札公告 (説明書) 2-19 資料の閲覧期間 (材料価格等)	【掲載日】 令和5年12月26日を予定	【掲載日】 令和6年1月23日を予定

正誤表

工事名) 日本海東北自動車道 中谷内橋塗替塗装工事

対象	誤	正																		
<p>特記仕様書</p>	<p>3-2 主任補助監督員の権限 共通仕様書1-6-3の規定に基づき主任補助監督員に委任する権限に下表を追加する。 (2) 本仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項</p> <table border="1" data-bbox="421 448 1052 574"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>・安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>・交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配置技術者について</p> <p>4-1 配置技術者の資格 主任技術者または監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。 (1) 主任（監理）技術者が建設業法の許可業種（塗装工事業）に係る資格を有するものであること。 (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4-2 配置技術者の工事経験 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡が完了した下記のa)の工事経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>a) 施工面積が1,000㎡以上の鋼橋の塗替塗装工事</p> <p>4-3 監理技術者の専任義務の緩和について (1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。</p>	章	項目	内容	1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先	<p>4-2配置技術者の工事経験 a)の内容変更</p> <p>3-2 主任補助監督員の権限 共通仕様書1-6-3の規定に基づき主任補助監督員に委任する権限に下表を追加する。 (2) 本仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項</p> <table border="1" data-bbox="1361 432 2009 560"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-25-1</td> <td>安全対策</td> <td>・安全教育の提出先</td> </tr> <tr> <td>19-4-3</td> <td>交通保安要員計画</td> <td>・交通保安要員実施報告書の提出先</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配置技術者について</p> <p>4-1 配置技術者の資格 主任技術者または監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。 (1) 主任（監理）技術者が建設業法の許可業種（塗装工事業）に係る資格を有するものであること。 (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4-2 配置技術者の工事経験 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡が完了した下記のa)の工事経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>a) 鋼橋の塗替塗装工事</p> <p>4-3 監理技術者の専任義務の緩和について (1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。</p>	章	項目	内容	1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先	19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先
章	項目	内容																		
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先																		
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先																		
章	項目	内容																		
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先																		
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先																		